平成２９年（フ）第７３７号
神奈川県秦野市堀山下486番地　ルミエール・オオキⅠ　202号、前住所神奈川県秦野市堀川528番地　レオパレスＩＩＤＡ　104号
債務者　福岡　美江
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２１号
神奈川県厚木市関口157番地６
債務者　佐藤　千里
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第５４号
神奈川県足柄上郡山北町岸196番地９、前住所神奈川県小田原市蓮正寺286番地の７　シャルム103号室
債務者　小田　芽美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第６号
青森県五所川原市字柏原町29番地１　リエス五所柏原303号室、旧住所青森県つがる市柏玉水米袋38番地３　エステート柏101
債務者　神　栄光
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2258番地の３　コーポやまびこ202、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津3501番地の１　グランファミリア201
債務者　本間　智美
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２５９号
神奈川県横須賀市久里浜５丁目13番15号
債務者　金岡裕子こと　ＫＩＮ　ＤＯＮＧＩＭ　金　東任
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１５１号
名古屋市昭和区石仏町２－２－５　香山コーポ２階東、住民票上の住所名古屋市昭和区雪見町２丁目15番地の５　ＴＦ215雪見１Ｅ号
債務者　森　謙次
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５２号
愛知県春日井市大留町９丁目５番地11　ｃｒｏｓｓｒｏａｄ　ｂｌｕｅ202
債務者　桒原　智美（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５号
愛知県常滑市新田町３丁目77番地　ＳＴＡＲハイツ88　101号
債務者　伊藤　実
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４９号
神奈川県横須賀市吉井２丁目６番５―410号
債務者　淡野　飛鳥（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７２８号
神奈川県平塚市岡崎6130番地の１　ガーデンシティ湘南Ⅱ　102号、前住所神奈川県厚木市恩名５丁目８番３―308号
債務者　髙良ハマコ　エレーナこと　ＨＥＬＥＮＡ　ＨＡＭＡＫＯ　ＴＡＫＡＲＡ
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３１号
神奈川県中郡大磯町西小磯818番地　ネイヴィーフィールド大磯203号
債務者　高橋和歌子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３９号
神奈川県平塚市山下760番地の１　若宮ハイツ13―501
債務者　宮尾　茂勇
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４１号
神奈川県平塚市横内4035番地の１
債務者　久米川明子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４３号
神奈川県平塚市四之宮６丁目15番１号　平塚ふじみ園、前住所神奈川県平塚市公所231番地の１　ベルゾーネみわ105号
債務者　井上　隆幸
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部